

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第4908412号  
(P4908412)

(45) 発行日 平成24年4月4日(2012.4.4)

(24) 登録日 平成24年1月20日(2012.1.20)

(51) Int.Cl. F I  
**G06Q 50/14 (2012.01)** G O 6 F 17/60 1 1 2 E  
**G06Q 30/04 (2012.01)** G O 6 F 17/60 3 3 2

請求項の数 6 (全 16 頁)

(21) 出願番号	特願2007-525003 (P2007-525003)	(73) 特許権者	502073256
(86) (22) 出願日	平成17年8月4日(2005.8.4)		アメリカン エクスプレス トラベル リ
(65) 公表番号	特表2008-509482 (P2008-509482A)		レイテッド サービスズ カンパニー,
(43) 公表日	平成20年3月27日(2008.3.27)		インコーポレイテッド
(86) 国際出願番号	PCT/US2005/027792		アメリカ合衆国 ニューヨーク 1028
(87) 国際公開番号	W02006/017681		5, ニューヨーク, ベセイ ストリー
(87) 国際公開日	平成18年2月16日(2006.2.16)		ト 200, ワールド ファイナンシャ
審査請求日	平成20年7月30日(2008.7.30)		ル センター
(31) 優先権主張番号	60/599,353	(74) 代理人	100076428
(32) 優先日	平成16年8月6日(2004.8.6)		弁理士 大塚 康德
(33) 優先権主張国	米国 (US)	(74) 代理人	100112508
(31) 優先権主張番号	11/042,663		弁理士 高柳 司郎
(32) 優先日	平成17年1月24日(2005.1.24)	(74) 代理人	100115071
(33) 優先権主張国	米国 (US)		弁理士 大塚 康弘

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 改良型の旅行取引に対する請求及び照合のための方法及びシステム

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項 1】

第 1 サーバにおいて、旅行取引要求を生成するステップと、  
前記第 1 サーバが、第 2 サーバに対して、前記旅行取引要求を送信するステップと、  
 前記第 2 サーバにおいて、前記旅行取引要求に対応する参照識別子を生成するステップ  
 と、  
前記旅行取引要求を確認するため、前記第 2 サーバが、前記第 1 サーバに対して前記参  
 照識別子を送信するステップと、  
前記第 1 サーバが、前記参照識別子を含む第 1 データファイルを第 3 サーバに対して送  
 信するステップと、  
前記第 3 サーバが、前記第 1 データファイルに基づいて請求対象期間についての請求書  
 を生成するステップと、  
前記第 3 サーバが、前記請求書を顧客装置に送信するステップと、  
前記第 2 サーバが、前記旅行取引要求に対応する前記参照識別子を含む第 2 データファ  
 イルを生成するステップと、  
前記第 2 サーバが、前記参照識別子を含む第 2 データファイルを、前記第 3 サーバに送  
 信するステップと、  
前記第 3 サーバが、前記請求書を前記顧客装置に送信後、前記参照識別子を用いて、前  
 記第 1 データファイルと前記第 2 データファイルとを照合するステップと、  
前記第 1 データファイルと第 2 データファイルとが合致しなかった場合に、前記第 3 サ

10

20

サーバが、訂正した請求書を生成するステップと、  
を含むことを特徴とする取引予約精算方法。

【請求項 2】

前記第 1 サーバは、トラベルオフィスサーバであり、前記第 2 サーバは、トラベルサプライヤサーバであることを特徴とする請求項 1 に記載の取引予約精算方法。

【請求項 3】

前記第 1 データファイルは旅程データファイルであり、前記第 2 データファイルは、トラベルサプライヤチャージファイルであることを特徴とする請求項 1 に記載の取引予約精算方法。

【請求項 4】

前記請求書は、顧客によって要求された選択取引情報を含むことを特徴とする請求項 1 に記載の取引予約精算方法。

【請求項 5】

旅行関連取引の予約及び請求を行なう方法であって、  
トラベルエージェントオフィスサーバが、旅行要求を生成するステップと、  
前記トラベルエージェントオフィスサーバが、トラベルサプライヤサーバに対して、旅程要求を送信するステップと、

前記トラベルサプライヤサーバが、前記旅程要求に対応する参照識別子を生成するステップと、

前記旅程要求を確認するため、前記トラベルサプライヤサーバが、前記トラベルエージェントオフィスサーバに対して前記参照識別子を送信するステップと、

前記トラベルエージェントオフィスサーバが、前記参照識別子を含む旅程データファイルを精算サーバに対して送信するステップと、

前記精算サーバが、前記旅程データファイルに基づいて請求対象期間に対する請求書を生成するステップと、

前記精算サーバが、前記請求書を顧客装置に送信するステップと、  
前記トラベルサプライヤサーバが、前記旅程要求に対応する前記参照識別子を含むトラベルサプライヤチャージファイルを生成するステップと、

前記トラベルサプライヤサーバが、前記参照識別子を含む前記トラベルサプライヤチャージファイルを、前記精算サーバに送信するステップと、

前記精算サーバが、前記請求書を前記顧客装置に送信後、前記参照識別子を用いて、前記旅程データファイルと前記トラベルサプライヤチャージファイルとを照合するステップと、

前記旅程データファイルと、前記トラベルサプライヤチャージファイルとが、合致しなかった場合、前記精算サーバが、訂正した請求書を生成するステップと、  
を含むことを特徴とする取引予約精算方法。

【請求項 6】

請求項 1 から 4 のいずれか 1 項に記載の方法をコンピュータに実行させるプログラムを含むことを特徴とする、コンピュータ可読記憶媒体。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、旅行関連取引に関するものであり、特に、旅行取引に関する請求処理及び照合処理を集中化するシステム及び方法に関する。

【背景技術】

【0002】

ビジネストラベルアカウントプロダクトは、集中精算方式のカードレスアカウントである。このアカウントは、ファイナンシャルサービスプロバイダによって提供され、通常、トラベルエージェント (travel agent or agency) について設定され、従業員や、特定の個人や、会社の業務を履行する団体の、旅行代金を会社がチャージし、旅行を監視、追跡

10

20

30

40

50

する目的で使用される。ビジネストラベルアカウントによれば、従業員の旅行者が、職務の一環として、チケットを予約し、航空運賃や鉄道運賃といった旅行関連運賃を支払うことが可能になる。

【0003】

既存のビジネストラベルアカウントシステム及びプロセスでは、ユーザは通常、トラベルエージェントとやり取りをして、旅行の予約を行う。会社の従業員や、ユーザは、トラベルエージェントに連絡し、その会社のビジネストラベルアカウントを支払いを利用して、旅行の予約を行う。そのトラベルエージェントは、次に、トラベルサプライヤに対し、そのリクエストされた旅行の予約を行う。既存のビジネストラベルアカウントにおいて、ファイナンスサービスプロバイダは通常、トラベルサプライヤ及びトラベルエージェントから受取った情報及びデータに基づいて、予約された旅程についての請求書を生成し、顧客に発行する。トラベルサプライヤは、予約された旅行に対する支払を要求するトラベルサプライヤチャージファイルを発行する。そして、トラベルエージェントは、旅程のコストと、それに関するトラベルエージェントのコスト、すなわち、トラベルエージェント手数料とを含む、トラベルエージェント旅程ファイルを発行する。請求書は、通常、トラベルサプライヤチャージファイル及びトラベルエージェント旅程ファイルの両方を受取り、それらの照合が終わってから、生成される。ファイナンスサービスプロバイダは、対応するそして適合するトラベルエージェント旅程ファイルによって増加されたトラベルサプライヤチャージファイルに基づく請求書を生成する。そして、法人顧客は、ビジネストラベルアカウント番号にチャージされ、請求対象期間に対応する、すべての旅行関連取引についての詳細な情報を含む請求書を受取る。

10

20

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

しかし、既存のビジネストラベルアカウントシステム及びプロセスは、それらを非効率で効果的でなくさせる欠点に苛まれている。トラベルサプライヤチャージファイル及びトラベルエージェント旅程ファイルは、同期せず、同じ時に生成されずに、ファイナンスサービスプロバイダに対して異なるタイミングで発信されることが多い。この、トラベルサプライヤチャージファイルとトラベルエージェント旅程ファイルを受取るタイミングの不調和は、請求対象期間の最後において、ファイナンスサービスプロバイダが、トラベルサプライヤチャージファイルとトラベルエージェント旅程ファイルの両方を受取っていない場合に、問題となってしまう。ファイナンスサービスプロバイダは、トラベルエージェント旅程ファイルを備えるが、マッチしたトラベルサプライヤチャージファイルを有さない請求書しか生成できないかもしれない。そうすると、結果として、請求対象期間の最後の請求書上に、不完全な情報及び手配されず請求されない旅行取引を載せることになってしまう。

30

【0005】

もし、ファイナンスサービスプロバイダが、請求対象期間の最後までに、トラベルサプライヤチャージファイルも、トラベルエージェント旅程ファイルも、受信しなかった場合、ファイナンスサービスプロバイダは、無理矢理、完全な旅程の詳細及び/又はトラベルサプライヤチャージを含まない請求書を生成するかもしれない。もし、請求書に、請求された旅行取引についての詳細で完全な情報が含まれていなければ、顧客は、請求された旅行取引を確認するまで、その請求書に対する支払を遅らせるかもしれない。また、ファイナンスサービスプロバイダは、請求書に詳細情報を記載できるような、照合されたトラベルエージェント旅程ファイル及びトラベルサプライヤチャージファイルを受信するまで、オープンな旅行取引を、次の請求対象期間まで持越す必要があるかもしれない。そうすると、ファイナンスサービスプロバイダは、通常、請求書が顧客に発行されたか否かに関わらず、そして、トラベルエージェント旅程ファイルも受信したか否かに関わらず、トラベルサプライヤチャージファイルを受取るとすぐに、トラベルサプライヤチャージを、トラベルサプライヤに対して精算しなければならないので、ファイナンス

40

50

ルサービスプロバイダのキャッシュフローに悪い影響を及ぼす可能性がある。

【0006】

従って、ファイナンシャルサービスプロバイダが、請求対象期間内に予約された旅行に対して、詳細でカスタマイズされた請求書を提供し、旅行取引についての迅速な支払い及び照合を行うことができる、システム及び方法が必要とされている。

【課題を解決するための手段】

【0007】

本願は、請求対象期間内に予約された旅行取引について、トラベルエージェントから受取った、旅程データ及び情報に基づいて、集中化され詳細でカスタマイズされた請求書を、ファイナンシャルサービスプロバイダが生成するためのシステム及び方法を提供する。受信したトラベルエージェント情報又はデータに基づいて請求書を生成すれば、ファイナンシャルサービスプロバイダが、請求対象期間の最後に、請求書を生成し、信頼できる法人顧客に対する発行を迅速に行おうとする際に有利であり、結果として、その信頼できる顧客による迅速な支払が行われうる。ファイナンシャルサービスプロバイダは、トラベルサプライヤチャージファイルではなく、トラベルエージェントの記録又はデータファイルに基づいて、取引の請求書を生成でき、トラベルサプライヤチャージファイルと、トラベルエージェント旅程ファイルの両方を受信することを待つ必要はない。サーバや、メインフレームや、他のコンピュータプラットフォームといった、スタンドアローンのコンピュータ可読媒体であって、1つ以上の旅行取引に対する請求のためのコンピュータが実行可能な指示を有するものをここで提供する。これにより、参照識別子を含む第1データファイルを第1ソースから受信し、受信した第1データファイルに基づいて請求書を生成し、請求書を顧客に送信することができる。

【0008】

さらに、第2ソースから参照識別子を含む第2データファイルを受信するステップと、参照識別子を用いて、第1データファイルと第2データファイルとを照合するステップと、第1データファイルと第2データファイルとがマッチしない場合に、修正された請求書を生成するステップとを含む。

【0009】

また、本願は、第1サーバにおいて、旅行取引要求を生成するステップと、第2サーバに対して、前記旅行取引要求を送信するステップと、前記第2サーバにおいて、前記旅行取引要求に回答して参照識別子を生成するステップと、前記旅行取引要求を確認するため、前記第1サーバに対して前記参照識別子を送信するステップと、前記参照識別子を含む第1データファイルを第3サーバに対して送信するステップと、前記第1データファイルに基づいて請求対象期間に対する請求書を生成するステップと、前記請求書を顧客に送信するステップと、を含む取引予約精算方法を提供する。旅行取引要求に対応する第2サーバにおいて、参照識別子を含む第2データファイルを生成するステップと、参照識別子を含む第2データファイルを、第3サーバに送信するステップと、参照識別子を用いて、前記第1データファイルと前記第2データファイルとを照合するステップと、第1データファイルと第2データファイルとが照合しなかった場合に、訂正した請求書を生成するステップと、をさらに含む取引予約精算方法を本願は提供する。

【0010】

旅行を予約するため、トラベルエージェントから受信したトラベルデータファイルを使用して、請求書を迅速に生成できるファイナンシャルサービスプロバイダを含むシステム及びプロセスを提供することを目的とする。

【0011】

請求された旅行取引に対するより早い支払いのため、予約された旅行についての旅程データファイルに基づいて、請求書を迅速に生成できるファイナンシャルサービスプロバイダを含むシステム及びプロセスを提供し、ファイナンシャルサービスプロバイダのキャッシュフローを改善することを他の目的とする。

【0012】

10

20

30

40

50

また、予約された旅行取引に対するトラベルエージェントの納品記録又は旅程から直接、顧客へ集中的に請求するためのプロセス及び、スタンドアローンアカウント受信システムを提供することを目的とする。

【0013】

また、トラベルサプライヤによって発行された対応するトラベルサプライヤチャージと共に、トラベルエージェントの納品記録又は旅程に基づいて、顧客へ請求された旅行取引のアカウントの照合を行うことができるプロセス及び、スタンドアローンアカウント受信システムを提供することを目的とする。

【0014】

旅行費用の集中的な支払を実現するクライアント特定データを含み、統合され、カスタマイズされた請求書を、クライアント又は顧客に対して提供するプロセス及び、スタンドアローンアカウント受信システムを提供することを目的とする。

10

【0015】

旅行費用の集中的な支払を実現するクライアント特定データを含み、統合され、カスタマイズされた請求書を、クライアント又は顧客が、集中的に請求書を受取り、支払うことのできるプロセス及び、スタンドアローンアカウント受信システムを提供することを目的とする。

【0016】

トラベルサプライヤチャージ記録ファイルを受信することを待つのではなく、完全なトラベルエージェント取引データと共に、請求対象期間中に予約された旅行取引を正確に反映する請求書を生成するプロセス及び、スタンドアローンアカウント受信システムを提供することを目的とする。

20

【0017】

また、ファイナンシャルサービスプロバイダに対する請求された取引の支払がより早く行なわれるように、請求書の生成を迅速におこなうためのプロセス及びスタンドアローンアカウント受信システムを提供することを更なる目的とする。これにより、トラベルサプライヤがトラベルサプライヤチャージをファイナンシャルサービスプロバイダに発行する前にクライアントに旅行取引について請求できるので、ファイナンシャルサービスプロバイダのフロントポジションを改善することができる。

【0018】

本発明のさらなる目的、効果、利点、及び新規な特徴は以下の説明において一部記述され、添付の図面を用いた説明により当業者に明らかになる。あるいは、本発明の実施、製造、及び操作により知得されうる。本発明の概念及び主題は、添付の特許請求の範囲において特に言及された方法、手段及びその組み合わせによって実現され達成され得る。

30

【発明を実施するための最良の形態】

【0019】

図1-4は、全体システム100のブロック図及びアプリケーション処理のフロー200、300及び400を示す図である。これらは、本発明の一態様に係る、図5A及び図5Bに示す改良型の請求照合処理500を実現するために用いることができる。一般的に、全体システム100、200、300及び400は、旅行者5或いは、例えば顧客管理者205といった責任者を含む。また、全体システムは、トラベルエージェント10、1つ以上のトラベルサプライヤ20、スタンドアローン請求照合プラットフォーム30、ファイナンシャルサービスプロバイダ60、インターネット通信リンク50及びデータ送信用のダイレクト通信リンク55を含む。システム100、200、300、及び400、及び処理500のコンテキストにおいて理解されるように、トラベルエージェント10は、トラベルエージェンシーオフィス(旅行代理店)であってもよいし、トラベルエージェンシーコンピュータであっても、トラベルエージェンシーネットワークでもよい。同様に、トラベルサプライヤ20は、1つ以上のトラベルサプライヤコンピュータ又はトラベルサプライヤネットワークであってもよい。また、ファイナンシャルサービスプロバイダ60は、ファイナンシャルサービスプロバイダネットワークでも、ファイナンシャルサービ

40

50

スプロバイダシステムでもよい。旅行取引における改良型の請求及び照合のためのシステム及び処理100、200、300、400及び500によれば、ファイナンシャルサービスプロバイダ60は、トラベルエージェント10から受信した、請求対象期間における旅行取引についての旅程データ及び旅程情報、に基づいて、集中化され、カスタマイズされた詳細な請求書を生成できる。

【0020】

受信したトラベルエージェント情報又はデータに基づいて請求書を生成することにより、ファイナンシャルサービスプロバイダ60は、請求プラットフォーム30を用いて、請求対象期間の最後における、請求書の生成及び旅行者への発行を効果的に迅速化することができる。これにより、結果として、請求への旅行者5による迅速な支払いを実現することができる。

10

【0021】

旅行者5又は他の指定された個人は、旅行の予約のために、トラベルエージェント10に連絡する。この旅行は、ファイナンシャルサービスプロバイダ60と旅行者5の会社又は雇用者により前もってセットアップされた会社のビジネストラベルアカウントに対して、請求される。旅行者5は、旅行又は予約をリクエストするために、トラベルエージェント10に連絡できる権限のある個人である。旅行者5は、例えば、雇用者、会社の管理者、契約顧客或いは他の責任者といった、旅行又は予約をリクエストする権限のある個人でもよい。旅行者5は、様々な既知の手段を用いて、トラベルエージェント10にたいして連絡を取ることができる。トラベルエージェントに対して面接に行っても良いし、電話、ファックス或いは、トラベルエージェント10に接続されたユーザコンピュータを用いて連絡しても良い。システム及び処理100、200、300、400及び500におけるトラベルエージェント10は、ウェブインタフェースアプリケーション11及びビジネストラベルアカウントソフトウェアアプリケーション17を含む1つ以上のソフトウェアアプリケーションを実行する1つ以上の機械を備えることができる。それらのアプリケーションによれば、トラベルオフィスは、1つ以上のトラベルサプライヤ20、請求プラットフォーム30、及びファイナンシャルサービスプロバイダ60と通信することができる。

20

【0022】

旅行者5は、旅行者のプロフィールや、トラベルエージェント10が旅行者及び会社を特定する顧客特定情報を提供することができる。旅行者5によって発行された情報は、旅行者の名前、旅行者の会社のコストセンター、プロジェクトコードなどを含むことができる。旅行者5によってトラベルエージェント10に提供されたデータや情報の量及びタイプは、前もって定義されその必要性を認識された情報やデータ、又は、ビジネストラベルアカウント会社及びファイナンシャルサービスプロバイダ60によって要求された情報やデータ、を全て含むことが望ましい。集められる情報の量及びタイプは、会社及びファイナンシャルサービスプロバイダ60に特有の必要性に応じて変化する。

30

【0023】

トラベルエージェント10は、アクセスされたビジネストラベルアカウント番号と旅行のリクエストとを相互に関連づけるため、旅行者5によって発行された情報に対応するビジネストラベルアカウント番号にアクセスすることができる。アクセスされたアカウント番号は、会社とファイナンシャルサービスプロバイダ60との間のアレンジメントに応じて、表示してもよいし、旅行者5と共有してもよい。

40

【0024】

トラベルエージェント10は、旅行者5が望む旅行リクエスト又は予約リクエストを受信し、取り込むことができる。一態様では、トラベルエージェント10は、旅行者5の旅行リクエストを、ビジネストラベルアカウントソフトウェアアプリケーション17を用いて生成することができる。このアプリケーション17は、トラベルエージェント10によって操作されるコンピュータ又はネットワーク装置上にロードされてもよい。トラベルエージェント10は、例えば、旅行を始める場所や、目的地、旅行日、航空会社又は航空会社以外の旅客輸送会社といった、所望のトラベルサプライヤの選択、などの所望の旅行情

50

報を含む、旅行者の旅行リクエストを入力する。ビジネストラベルアカウントソフトウェアアプリケーション 17 は、トラベルエージェント 10 によって入力された予約リクエスト又は旅行リクエストを取込み、そのリクエストを、データベース 19 といった、関連するトラベルオフィス記憶媒体に格納することができる。

【 0 0 2 5 】

トラベルエージェント 10 は、次に、予約及び、旅程リクエストの確認 (confirmation) のために、旅行リクエストを含む旅程リクエスト又は予約リクエストを、例えば、航空会社、鉄道会社といった、1つ以上のトラベルサプライヤ 20 に発行する。ビジネストラベルアカウントソフトウェアアプリケーション 17 は、旅程リクエストを、選択された1つのトラベルサプライヤ 20、例えば航空又は鉄道ネットワークに対して、送信できる。10  
トラベルエージェント 10 は、インターネットアプリケーション 11 を用いて、インターネット通信リンク 50 を介し、トラベルサプライヤ 20 と通信を行なうことができる。又は、トラベルエージェント 10 は、専用通信リンク (不図示) を用いて、直接通信することもできる。当業者であれば、インターネット通信リンク 50 の代わりに、或いはそれと組み合わせて、他の既知の通信手段を利用できることは容易に認識できるであろう。ビジネストラベルアカウントソフトウェアアプリケーション 17 は、トラベルサプライヤ 20 から、旅程リクエストに対して、確認及びユニークな参照番号又は参照識別子を受信する。ビジネストラベルアカウントソフトウェアアプリケーション 17 は、受信した予約確認及びユニークな参照番号又は参照識別子を、データベース 19 に格納することができる。20  
そして、トラベルエージェント 10 は、予約した旅行リクエストについての受信した予約確認を、その旅行リクエストを発行した旅行者 5 に提供することができる。

【 0 0 2 6 】

トラベルエージェント 10 は、また、ファイナンシャルサービスプロバイダ 60 のスタンドアローン請求プラットフォーム 30 へ送信するため、ユニークな参照番号又は参照識別子を含む旅程情報を生成する。トラベルエージェント 10 は、ウェブアプリケーション 11 を用いてインターネット通信リンク 50 を介し、請求プラットフォーム 30 と通信することができる。或いは、トラベルエージェント 10 は、専用通信リンク 55 を持ちて直接通信することができる。当業者であれば、他の既知の通信手段を代替的に或いは追加的に用いることは容易に認識できるであろう。例えば、トラベルエージェント 10 は、請求プラットフォーム 30 に対して接続された (65)、大型のファイナンシャルサービスプロバイダ 60 を介して、請求プラットフォーム 30 に旅程情報を送信することもできる。30

トラベルエージェント 10 によって発行された予約済の旅程は、請求プラットフォーム 30 で生成される請求書に含めるべきデータ及び情報を含む。この旅程は、請求書に含められることを、顧客とファイナンシャルサービスプロバイダ 60 に前もって確認したデータ及び情報を含むことが望ましい。この旅程は、旅行者の氏名、旅行者の会社のコストセンター、プロジェクトコード、インボイス番号、トラベルエージェント手数料などを含むことができる。更に、発行されたこの旅程は、旅程リクエストに対して、トラベルサプライヤ 20 から受信した、ユニークな参照番号又は参照識別子を含むことが望ましい。このユニークな参照番号又は参照識別子は、他の予約された旅行の詳細と共に用いられることにより、請求プラットフォーム 30 は、予約された旅程取引に対して、適正に確認し、請求し且つ格納することができる。また、予約された旅程リクエストに対し、トラベルサプライヤのチャージを照合することができる。40

【 0 0 2 7 】

システム及び処理 100、200、300、400 及び 500 におけるトラベルサプライヤ 20 は、ウェブインターフェースアプリケーション 21 及びトラベルサプライヤビジネストラベルアカウントアプリケーション 27 を含む、1つ以上のソフトウェアアプリケーションを実行する1つ以上の機械を備えることができる。トラベルサプライヤアプリケーション 27 は、予約及び確認のため、トラベルエージェント 10 によって送信された予約リクエスト又は旅程リクエストを受信する。当業者であれば、システム及び処理 100、200、300、400 及び 500 においてトラベルサービスを提供する1つ以上のト 50

ラベルサプライヤ20が存在し得ることを容易に認識するであろう。

【0028】

トラベルサプライヤ20は、ウェブアプリケーション21を用いて、インターネット通信リンク50を介しトラベルエージェント10及び請求プラットフォーム30と通信することができる。或いは、トラベルサプライヤ20は、専用通信リンク55を用いて直接通信することもできる。当業者であれば、この他の既知の通信手段を、代替的に或いは追加的に用いることを容易に認識するであろう。例えば、トラベルサプライヤ20は、また、通信データ及び情報を、請求プラットフォーム30と接続された(65)大型のファイナ

【0029】

ンシャルサービスプロバイダ60を介して、請求プラットフォーム30に、送信できる。

10

トラベルサプライヤアプリケーション27は、トラベルエージェント10によって送信された旅程リクエストを受信する。トラベルサプライヤアプリケーション27は、旅程リクエストを確認し、ユニークな参照識別子又は参照番号を、受け取った旅程リクエストに対して、生成することができる。トラベルサプライヤアプリケーション27は、次に、トラベルエージェント10に対して、確認通知及びユニークな識別子又は参照番号を送信する。トラベルサプライヤアプリケーション27は、また、確認通知、ユニークな参照番号、及び、受信した旅程リクエストを、関連するトラベルサプライヤデータベース29に格納する。この方法では、トラベルサプライヤ20は、それ以降、必要に応じて、この情報にアクセスし、この情報を送信することができる。

【0030】

20

トラベルサプライヤ20は、そのソフトウェアアプリケーション27を用いることにより、図2に示すように、確認した旅程リクエストに対するトラベルサプライヤチャージを含むトラベルサプライヤチャージファイルを生成する。そして、トラベルサプライヤ27は、請求書に含まれる対応旅行取引を照合するため、そのトラベルサプライヤチャージファイルを、請求プラットフォーム30に送信できる。

【0031】

30

トラベルサプライヤ20は、トラベルサプライヤチャージファイルを、直接請求プラットフォーム30に送信することもできるし、或いは、請求プラットフォーム30に対して接続された(65)ファイナ

【0032】

ンシャルサービスプロバイダ60を介して送信することもできる。場合によっては、トラベルサプライヤ20は、旅行者5が実際にトラベルサプライヤ20によって提供されたサービスを利用するまで、トラベルサプライヤチャージファイルを発行しないかもしれない。

40

トラベルサプライヤチャージファイルは、トラベルサプライヤの旅行取引のチャージに対して支払いを行なうために、ファイナ

【0033】

ンシャルサービスプロバイダ60によってリクエストされ要求されたデータ及び情報を含むことができる。例えば、トラベルサプライヤチャージファイルは、請求及び価格データ、旅行者の名前、旅行者の会社、及びコストセンター情報、旅行日時などといった、確認された旅程リクエストについてのデータ及び情報を含むことができる。望ましくは、トラベルサプライヤチャージファイルは、生成されたユニークな参照番号又は参照識別子を含む。そのユニークな参照番号又は参照識別子によれば、請求プラットフォーム30は、トラベルエージェント10から受信し、前に生成され責任ある会社

【0034】

に送信された請求書に含まれる、対応するトラベルオフィス旅程と、トラベルサプライヤチャージファイルと、を適正に照合することができる。

50

請求プラットフォーム30は、例えば、図1及び図2に示すように、関連するファイナ

ンシャルサービスプロバイダ60から独立して、請求し、照合するといった機能を実行できるスタンドアロン装置であることが望ましい。請求プラットフォーム30が、ファイナンスサービスプロバイダ60における既存の構造の利点を得るために、図3及び4に示すように、ファイナンスサービスプロバイダ60と接続され或いは関連して動作することができることは、当業者であれば、容易に認識できるであろう。例えば、ファイナンスサービスプロバイダ60が、トラベルエージェント10やトラベルサプライヤ20からデータ及び情報を受信できるような通信インフラの利点を得ることができる。

【0035】

請求プラットフォーム30は、通信リンク50、55及び65、及びビジネストラベルアプリケーション37を用いて、トラベルエージェント10やトラベルサプライヤ20や、メインファイナンスサービスプロバイダ60からデータを受信する。請求プラットフォーム30は、受信したデータファイルを、関連するプロバイダデータベース39又は照合データベース38に格納することができる。ここでそれらのデータベースは、請求、照合、記録又は他の請求プラットフォームの機能に対する必要に応じて、続けてアクセス可能である。

10

【0036】

請求プラットフォーム30は、トラベルエージェント10やトラベルサプライヤ20や、メインファイナンスサービスプロバイダ60と、インターネット通信リンク50を介して通信できるが、専用直接通信リンク55を代替的又は追加的に用いてもよい。請求プラットフォーム30は、ウェブアプリケーション31を用いて、インターネット通信リンク50を介して、トラベルエージェント10やトラベルサプライヤ20と通信でき、或いは、専用通信リンク55を用いて直接通信することも可能である。請求プラットフォーム30に対して、請求プラットフォーム30に接続された(65)大型のファイナンスサービスプロバイダ60を介して、データ及び情報が、送信される場合、請求プラットフォーム30は、また、専用通信リンク55を用いて、メインファイナンスサービスプロバイダ60と、直接通信してもよい。当業者であれば、他の既知の通信手段を代替的に又は追加的に利用できることを容易に認識するであろう。

20

【0037】

請求プラットフォーム30は、予約された旅行取引に関連する、トラベルエージェント10やトラベルサプライヤ20から、データ及び情報ファイルを受信する。トラベルエージェント10やトラベルサプライヤ20から受信したデータ及び情報ファイルは、それぞれ、旅程リクエストの確認及び予約の間に生成された、ユニークな参照番号又は参照識別子を含む。請求プラットフォーム30に接続は、そのビジネストラベルアカウントアプリケーション37と、照合アプリケーション38を用いて、予約された旅程又は旅行関連取引のトラッキング、格納、請求、及び照合を含む、様々な機能及び能力を発揮する。受信したデータファイルは、請求プラットフォーム30が、トラベルエージェント10から受信したデータファイルに基づいて、請求書を生成するための手段であって、かつ、トラベルサプライヤデータファイルを用いて請求された旅行取引を照合するための手段を提供する。

30

【0038】

好適な態様によれば、請求プラットフォーム30は、受信する旅程ファイルに対応するトラベルサプライヤチャージを受信する前に、トラベルエージェント10から旅程データを受信する。請求プラットフォーム30は、トラベルエージェント10から受信した旅程データファイルに基づいて、請求書を生成する。従って、請求書の生成は、トラベルエージェント10から受信した旅程データによって行なわれる。請求プラットフォーム30は、トラベルサプライヤチャージと、トラベルエージェント旅程ファイルの両方を受け取るまで待つ必要はない。請求書は、予約された旅行に対する支払いを行なわせるために、会社に対して発行すべく、請求対象期間の最後、例えば、1月ごと、1週間ごと、或いは、各月の所定の日などに、生成される。

40

【0039】

50

この方法では、請求プラットフォーム30は、トラベルサプライヤ20が、対応するトラベルチャージファイルを発行するのを待つまでもなく、会社による支払いのための請求書を迅速に生成し発行することができる。トラベルチャージファイルは、トラベルエージェント旅程データの後で、しばしば、その数日後であって、請求書発行の前に、到着するかもしれない。この方法では、ファイナンスサービスプロバイダ60は、トラベルサプライヤ20によって旅行者5に対するトラベルサプライヤサービスについて請求される前に、会社顧客から支払いを受けることができる可能性がある。受信した旅程データに基づいて請求書の生成を迅速に行なうことができれば、ファイナンスサービスプロバイダ60が、前に請求された旅行取引に対する対応するトラベルサプライヤチャージを受信する前に、請求済旅行取引に対して支払いを受ければ、ファイナンスサービスプロバイダ60のキャッシュフロー又はフロートポジションを改善することができる。

10

**【0040】**

ファイナンスサービスプロバイダ60は、次に、請求プラットフォーム30で生成された請求書と、トラベルサプライヤ20から受信した、請求された旅行取引に対するトラベルサプライヤチャージとを照合する。請求プラットフォーム30は、照合プラットフォーム又は照合データベース38を用いて、生成された請求書中の請求された旅行取引と、トラベルサプライヤ20から受信したトラベルサプライヤチャージとを照合することができる。請求プラットフォーム30は、照合データベース38を用いて、ユニークな参照番号を含むトラベルサプライヤチャージファイルを受信する。トラベルサプライヤチャージファイルは、通常、旅程ファイルの後に到着する。一旦、トラベルサプライヤチャージ

20

**【0041】**

参照番号は、様々な受信データファイルが一致しているか否か、或いは対応しているか否かを判定する手段として用いられる。この態様によれば、請求プラットフォーム30及び照合データベース38は、前もって発行された、旅程ファイルに基づく請求書が正確か否かを確認することができる。

**【0042】**

もし受信したデータファイルが、一致又は対応していなければ、請求プラットフォーム30又はファイナンスサービスプロバイダ60は、ミスマッチがどこでどのように発生したかを決定する工程を始めることができ、必要であれば、その会社に対して修正した請求書を生成し始めることができる。

30

**【0043】**

受信したトラベルエージェント旅程ファイルに基づいて、迅速に請求書を生成する能力によれば、トラベルサプライヤチャージを受ける前に会社の支払いを受ける可能性により、ファイナンスサービスプロバイダのキャッシュフロー又はフローポジションを改善することができる。また、旅行取引での請求及び照合を改良するシステム及び方法によれば、以下に列挙する追加的な能力、機能及び特徴を少なくともも得ることができる。すなわち、顧客のビジネス旅行者に対し1つの請求書を発行できる。請求書発行周期及び発行日(1月ごと、2週間ごと、1週間ごと、毎日、各月の特定日)を様々に変えることができる。要求があればアドホック(特別な)請求書を作成することができる。詳細な取引データを得ることができる。顧客に特有のデータに対して利用可能なフリーフォーマットリファレンスフィールドを設けることができる。請求書において、ページスローバイソートタイプ(page throw by sort type)を含む複数レベルのソーティング及びサブトータルオプションを実行できる。異なるフィールド/フォーマットの取引データを提供して利用可能な請求書のデザインを選択することができる。オープンアイテム請求(支払われていない取引が支払いの前に請求書に項目としてあげ続けられること)が可能。異なるアドレスにて複数のコピーを受信できる。請求と、AR/AP(データフィールド)照合処理とを分けることができる。クライアントがその一般的な元帳システムに自動的にフィードできる

40

50

電子フォーマット（TMKD）で、請求書を提供できる。ファイナンシャルサービスプロバイダに対してその借金を埋めるコストをカバーする限りにおいて、クライアントが、期限の後にそのアカウントに支払いを行なうことができるように、遅延支払いチャージを行なうことができる。遅延支払いチャージに対する市場レベルでの利率をビジネストラベルアカウント番号レベルにおいて上書きできる。取引に対して異議を唱え、一時的に、それらをエージングプロセスから排除することができる。そして、サポートファイル操作に対する請求に使用可能な支払い能力ソフトウェアを利用できる。

【0044】

図5A、図5Bは、本発明の1態様に係る図1乃至4に示されたシステムにおいて実行可能な旅行取引に対する請求及び照合を行なうためのプロセス500を示すフローチャートである。このプロセス500によれば、旅行者5及びトラベルエージェント10が、トラベルサプライヤ20と連動して、旅行取引を実行し、所望の旅行を予約することができる。プロセス500によれば、また、ファイナンシャルサービスプロバイダ請求プラットフォーム30が、トラベルエージェント10から受信した1つ以上の旅程データファイルに基づき、会社に対して請求書を生成することができる。そして、ユニークな参照番号を利用し、トラベルサプライヤ20から受信したトラベルサプライヤチャージファイルを更に用いて、請求された旅行取引の照合を行なうことができる。

10

【0045】

ステップS5において、旅行者は、必要な旅行者識別情報及び会社情報と共に、所望の旅行リクエストを、トラベルエージェント10に提出する。所望の旅行リクエストは、出発する都市及び目的の都市、旅行の日程、旅行のモード、例えば、航空、鉄道、船舶等の所望のトラベルサプライヤを含むことができる。旅行者識別情報は、旅行者の名前、旅行者の会社のコストセンター、プロジェクトコードなどを含むことができる。旅行者5は、会社に請求される旅行の予約を行なうためにトラベルエージェント10と連絡をとる権限を有する従業員又は会社が指定した個人であればよい。

20

【0046】

ステップS10ではトラベルエージェント10は、旅行リクエストを取り込んで、格納することができる。トラベルエージェント10はまた、旅行者から提出された情報に対応するビジネストラベルアカウント番号にアクセスする。これは、アクセスされたアカウント番号に対して、予約された旅行リクエストを関連づけるためである。ステップS15において、トラベルエージェント10は、要求された旅程を予約し、確認するために、その旅程を、適当なトラベルサプライヤ20、即ち、航空会社や鉄道会社に対して送信できる。

30

【0047】

ステップS20では、トラベルサプライヤ20が、受信した旅程リクエストに対して、ユニークな参照番号又は参照識別子、すなわち、ユニークなチケット番号を生成する。ステップS25では、トラベルサプライヤ20は、トラベルエージェント10にユニークな参照番号を送信することによりその旅程リクエストを確認する。

【0048】

ステップS30では、トラベルエージェント10がユニークな参照番号を、旅程リクエストの予約確認として受けとる。ステップS35では、トラベルエージェント10が、旅行者5に対して、受信した旅程確認を知らせることができる。

40

【0049】

ステップS40において、トラベルエージェント10は、前述のユニークな参照番号を含む旅程データファイルを生成し、それを請求プラットフォーム30に送信することができる。請求プラットフォーム30に送信された旅程は、会社とファイナンシャルサービスプロバイダ60との間で請求書に含めることについて予め合意のあったデータ及び情報を含むことができる。

【0050】

ステップS45において、請求プラットフォーム30は、旅程を受信し、受け付け、そし

50

て、その受信した旅程を、関連する記録媒体、例えば、指定のデータベース39に格納する。

【0051】

ステップS50において、請求プラットフォーム30は、請求書を、請求対象期間の最後に生成することができる。請求プラットフォーム30は、請求書を、受信したトラベルエージェント旅程データファイルに基づいて生成し、これにより、予約された旅行取引の請求処理を迅速に行なうことが好ましい。請求プラットフォーム30は、対応する旅行チャージデータファイルをトラベルサプライヤ20から受信するまで待つことはない。一態様においては、請求書は、最後の旅程を請求対象期間の最後の日に受け取るとすぐに、請求対象期間の最後に生成される。

10

【0052】

ステップS55において、トラベルサプライヤ20は、トラベルサプライヤチャージファイルを作成する。これは、予約され確認された旅程リクエストごとに、ユニークな参照番号を有し、それらは、後に請求プラットフォーム30に送信される。特定の旅程に対するトラベルサプライヤチャージファイルは、対応する旅程と同時に、請求プラットフォーム30に送信されるが、通常は、合致した旅程がレポートされ、請求プラットフォーム30において受信した後でレポートされる。ステップS60において、請求プラットフォーム30は、トラベルサプライヤチャージファイルを取込み、関連する記憶媒体、例えばデータベース又は照合データベース38に記憶する。

20

【0053】

ステップS65において、請求プラットフォーム30は、トラベルエージェント10から前に受信した、予約された旅行取引を照合するため、トラベルサプライヤチャージファイル及び旅程ファイルにアクセスする。トラベルサプライヤチャージファイル及び旅程ファイルは、トラベルエージェント10又はトラベルサプライヤ20から受信した各データファイルに含まれる、ユニークな参照番号を用いて、マッチングされ或いは照合される。場合によっては、そのマッチング及び相互関係を、指定された照合データベース38において実行してもよい。発見された不一致を後に修正することができる。例えば、修正した請求書を生成し、会社に送ることができる。

【0054】

当業者であれば、本システムの多くの機能及び態様を、ネットワークの構成を介してデータ通信接続されたネットワークコンピュータで実行することができることを、容易に認識できるであろう。

30

【0055】

そのようなコンピュータプラットフォームのハードウェアは、イントラネット、インターネット及び/又は他のデータネットワークを介して通信するための適当なネットワーク接続を有しさえすれば、通常、本質的に汎用的に用いられるものでよい。データ処理及び通信技術の分野で知られているように、そのような汎用コンピュータは、それぞれ、通常、セントラルプロセッサ、内部通信バス、様々なタイプのメモリ(RAM、ROM、EEPROM、キャッシュメモリなど)、ディスクドライブ、或いは他のコード及びデータストレージシステム、及び通信を目的とする1つ以上のネットワークインタフェースカード或いはポートを備える。このコンピュータシステムは、ディスプレイや、アルファベットや他のキーを備えたキーボード、マウス、トラックボールなどといった、1つ以上のユーザ入力デバイスと接続されていてもよい。そのようなディスプレイやユーザ入力デバイスは、共に、コンピュータシステムのオペレーションの相互制御のため、サービス関連ユーザインタフェースを形成する。これらのユーザインタフェースエレメントは、例えば、ワークステーション構成において、コンピュータシステムとローカルに接続されてもよいし、或いは、ネットワークを介してコンピュータと遠隔通信する構成でもよい。汎用コンピュータシステムのそれらのエレメントは、また、ネットワークのルーティングエレメントや、ノードと組み合わせられたり、その中に構成されてもよい。

40

【0056】

50

ソフトウェア機能（即ち、上述の動作の多く）は、関連する格納データと実行可能コードを含む、コントローラのプログラムに関する。そのソフトウェアのコードは汎用コンピュータによって実行され、特定のコンピュータとして機能する。実行時、その実行可能プログラムコード及びおそらくはその関連するデータは、汎用コンピュータプラットフォーム内に格納される。しかし、他のタイミングでは、そのソフトウェアは、他の場所に格納され、及び/又は適した汎用コンピュータシステムにロードするために送られる。従って、幾つかの実施形態では、少なくとも1つの機械読取可能媒体によって実行される、1つ以上のコードモジュールの形式で、1つ以上のソフトウェアプロダクトを含む。コンピュータプラットフォームのプロセッサがそのようなコードを実行すれば、そのプラットフォームは、本明細書で議論され、例示された実施形態において実行される方法で、本質的に、システム又はプラットフォーム機能を実現する。

10

**【0057】**

本明細書で用いられる、コンピュータ、サーバ、或いは機械読取可能媒体といった単語は、実行するためのプロセッサに指示を与える性質を有するあらゆる媒体を含む概念である。そのような媒体は、不揮発性の媒体、揮発性の媒体及び伝達媒体など、多くの形態をとることができるが、これに限定されるものはない。不揮発性の媒体は、例えば、光学ディスク或いは磁気ディスクといった、如何なるストレージデバイスであってもよい。揮発性媒体は、コンピュータプラットフォームのメインメモリといった、ダイナミックメモリを含む。物理的な伝達媒体は、同軸ケーブル、銅線、及び光ファイバを含み、コンピュータシステムのバスを構成するワイヤを含む。搬送波伝送媒体は、電気信号或いは電磁気信号の形態を取ることができ、或いは音波、光波であってもよい。例えば無線データ通信（RF）及び赤外線データ通信（IR）において生成されるものでもよい。従って、コンピュータ読取可能媒体の通常の状態は、例えば以下のものを含む。つまり、フロッピディスク、フレキシブルディスク、ハードディスク、マグネティックテープ、他のマグネティックメディア、CD-ROM、DVD、他のオプティカルメディア、パンチカード、紙テープ、パターン穴を有する他の物理メディア、RAM、PROM及びEPROM、フラッシュEPROM、他のメモリチップ、或いはカードリッジ、データや指示を送信する搬送波、そのような搬送波を伝達するケーブルやリンク、コンピュータがそこからプログラムコード及び/又はデータを読出すことができる他の媒体である。コンピュータ可読媒体のこれらの形態の多くは、プロセッサが実行する1つ以上の指示の1つ以上のシーケンスを伝達することに含まれる。

20

30

**【0058】**

以上、最適な実施形態及び/又は他の例と考えられるものについて説明してきたが、様々な変形がここで行なわれうること、及び、ここに開示した技術及び処理は、様々な形態及び例で実現されうること、そして、それらは、多くの適用例として適用され、ほんの一部のみをここに説明していることが理解できる。当業者であれば、開示された態様は、本発明の技術範囲及び範疇から離れない範囲で変更され、補正されうることは理解できるであろう。特許請求の範囲は、ここに開示した有利な概念の範囲内に含まれる、全ての如何なる変形例及び変更例をも主張しようとするものである。

**【0059】**

本明細書においては、2004年8月6日に出願された米国仮出願番号60/599,353（発明の名称は"Method and System for Improved Travel Transaction Billing and Reconciliation"）の利益を主張する。

40

**【図面の簡単な説明】****【0060】**

【図1】本発明の技術思想の一態様に係る、旅行取引のための請求処理及び照合処理を実現できるシステムを示す図である。

【図2】本発明の技術思想の一態様に係る、旅行取引についての、請求及び照合プロセスのためのアプリケーションフローを示す図である。

【図3】本発明の技術思想の一態様に係る、航空会社を含む旅行取引に対して請求し、照

50

合するためのアプリケーション処理フローを示す図である。

【図4】本発明の技術思想の一態様に係る、非航空会社を含む旅行取引に対して請求し、照合するためのアプリケーション処理フローを示す図である。

【図5 A】本発明の技術思想の一態様に係る、旅行取引に対して請求し清浄するための処理を示す図である。

【図5 B】本発明の技術思想の一態様に係る、旅行取引に対して請求し清浄するための処理を示す図である。

【 図 1 】

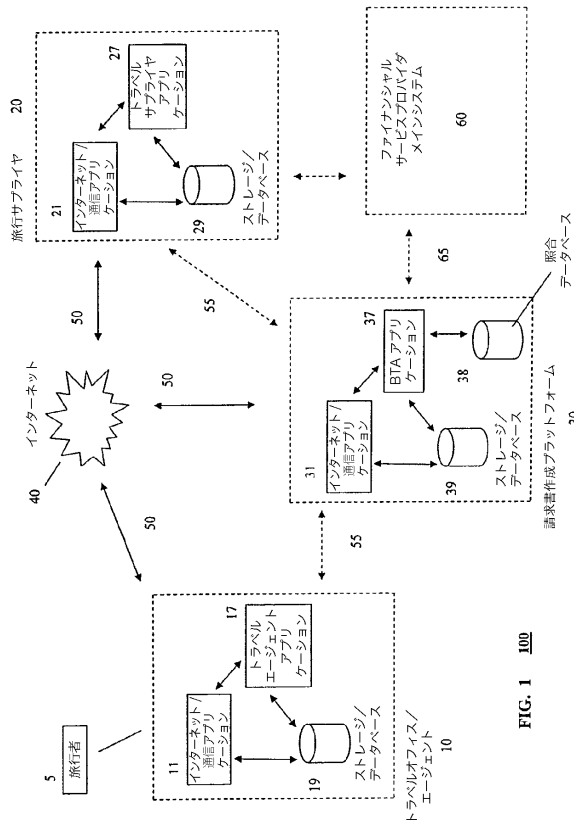


FIG. 1 100

【 図 2 】

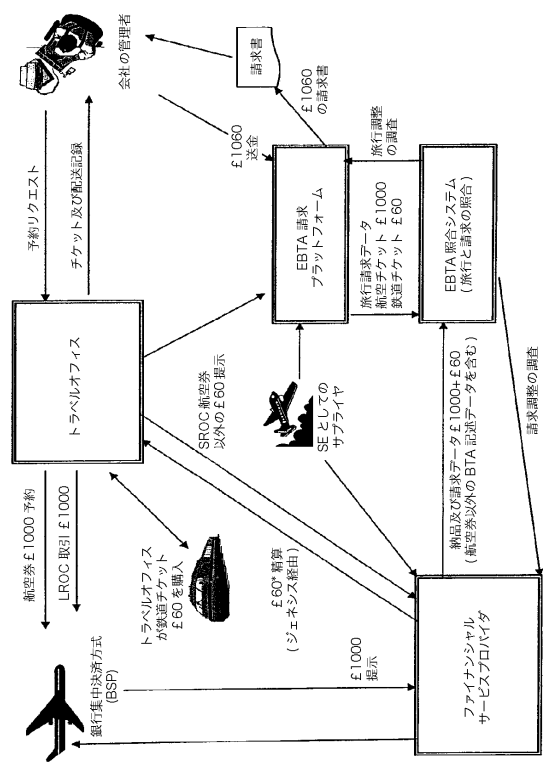


FIG. 2 200



## フロントページの続き

- (74)代理人 100116894  
弁理士 木村 秀二
- (74)代理人 100130409  
弁理士 下山 治
- (74)代理人 100134430  
弁理士 加藤 卓士
- (72)発明者 タスカー, サラ  
イギリス国 ブライトン BN1 5DF, アッパー ハミルトン ロード 21
- (72)発明者 ソゼー, オリヴィエー  
フランス国 ジョワール ポンシャルトラン エフ-78760, リュー ド シャンボール, 2
- (72)発明者 プレストン, スティーヴ  
イギリス国 ブライトン BN1 8EQ, ウッドボーン アヴェニュー パッチャム 42
- (72)発明者 ワード-キャドル, ジョン  
イギリス国 ブライトン BN1 5EP, ウェストデン, フェーンウッド リス 72
- (72)発明者 ホルムス, アラン  
イギリス国 イー.サセックス BN3 7JA, ホーヴ, エルム ドライブ 107
- (72)発明者 ムーア, ヴァル  
イギリス国 イー.サセックス BN21 2EL, イーストボーン, アランデル ロード 4ビー
- (72)発明者 ラム, ジョイ  
イギリス国 イー.サセックス BN3 4LS, ホーヴ, ノーマン ロード 10

審査官 佐藤 裕子

- (56)参考文献 国際公開第2002/017201(WO, A1)  
特表2004-507823(JP, A)  
特開2004-110577(JP, A)  
特開2001-229254(JP, A)  
米国特許第6009408(US, A)

- (58)調査した分野(Int.Cl., DB名)  
G06Q 10/00-50/00